

令和6年2月7日

松阪市議会

議長 坂口 秀夫 様

文教経済委員会

委員長 市野 幸男

文教経済委員会行政視察報告書

下記のとおり行政視察を行いましたので、その内容等を報告いたします。

記

1. 視察日程 令和6年1月24日(水)～1月26日(金)
2. 視察先 東京都八王子市、茨城県牛久市、静岡県伊豆市
3. 視察委員 市野 幸男(委員長)、橘 大介(副委員長)、山本 芳敬、西口 真理、
赤塚 かおり、吉川 篤博、野呂 一平
4. 随員職員 早川 直樹
5. 報告書作成 赤塚 かおり、吉川 篤博、野呂 一平、西口 真理
6. 報告書提出 委員長 市野 幸男
7. 視察項目
 - (1) 1月24日(水)
「学童保育における夏季休業中の給食提供事業について」(八王子市)
 - (2) 1月25日(木)
「コミュニティ・スクールについて」(牛久市)
 - (3) 1月26日(金)
「有害鳥獣対策について」「イズシカ問屋管理運営事業について」(伊豆市)

(1) 学童保育における夏季休業中の給食提供事業について

日 程：令和6年1月24日（水）13:30～15:00

行き先：東京都八王子市

東京都心から西へ約40キロメートル、新宿から電車で約40分の距離に位置し地形はおおむね盆地状で、東は関東平野に続いている。2015年4月東京都初の中核市となり、多摩地区のリーディングシティとして、21の大学を抱えた学園都市である。

面 積：186.38平方キロメートル

人 口：約57万人、観光名所として高尾山がある。

対応者：八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課 倉田直子 課長

八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課 天野憲一 主査

八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課 和泉絢香 主査



八王子市議会 鈴木議長 挨拶



文教経済委員会 市野委員長 挨拶

視察目的

松阪市において夏期休業中の学童保育の支援事業が開始された。今年度は1カ所の開設であったが、次年度は3カ所となる。開始されたばかりで、会場の確保、支援員の確保、運営方法等、まだまだ不安定な点も多い。そこで、夏期休業中の学童保育所で給食を提供している八王子市の運営方法等を学ぶこととする。

夏季休業中の学童保育所における昼食提供事業

事業実施に至る経緯

1 学童保育所は、児童への食事の提供を想定した施設ではないことから、給食の内容三季休業中及び土曜日は、保護者が準備したお弁当を児童に持参させている。

2女性就業率の上昇等により共働き家庭が増加する中、就労中の保護者は、特に長期間となる夏季休業中の毎朝のお弁当づくりの負担や衛生面で不安を感じており、学童で昼食提供が求められている。

3給食が無い日の児童のカルシウム、ビタミン、ミネラルの摂取量が減少しているなど、栄養バランスの偏りが報告されている。

4保護者の要望に応えるため一部法人(施設)は、独自の手法により保護者の負担軽減を図っている。

事業目的

夏季休業中の児童の健康維持増進や、保護者の負担軽減を図ることを目的とした、子育て支援として、学童保育所において小学校給食調理室の調理機能を活用した昼食を提供する。

事業概要

(1)実施時期 夏期休業中の2～5日間

※上限5日間として実施校・学童保育所指定管理者と調整

(2) 実施校 R2:4校、R3:12校、R4年:21校、R5:42校

(3) 昼食形態 主食、主菜、副菜、(1~2品程度)※牛乳の提供なし

(4) 昼食費 一食あたり250円

(5) 献立・発注・衛生管理担当者 学校栄養士

(6)調理担当者 正規給食調理員・委託調理業者

(7) 昼食場所への引率・給食指導 学童保育所指導員

(8) アレルギー対応 学童保育所指導員

※アレルギー除去食の対応は原則無し。食物アレルギー児童は、食品がない日の昼食は注文可能。実施校の学校栄養士が食物アレルギー児童や鯨飲食品の把握等の対応を行う。

＜実施校の選定＞

(1)校舎内にあること

(2) 学校敷地内独立施設、学校外施設については、給食室がある校舎まで児童が移動し、校舎内で喫食できること。(喫食前後1時間も学校の教室を借用)

(3) 形態が条件に合った学校の中で、今後の展開を見据え、特定の学童保育所運営法人に偏らないように考慮する。

<実施スケジュール>

時期	内容
5月下旬～6月下旬	学校との事前調整
6月下旬～7月上旬	献立、食育教材、保護者宛お便りの作成、配布
実施日2週間前	希望調査締切り、食数取りまとめ、集金、食材発注
7月下旬から8月下旬	昼食提供実施。アンケート配布

【令和3年度子ども家庭支援区市町村包括補助事業における補助対象経費】

需用費 58,905円 （小学校給食調理室で使用する衛生消耗品等）
委託料 4,162,275円 （委託業者が担う場合の調理業務委託費 10校）
合計 4,221,180円

実施にあたっての工夫点・留意点

- 八王子産の野菜を使用
- 学校給食では提供できない。冷たいデザートを提供
- 当日の献立を家庭でもできるよう、学校栄養士が作成したレシピを配付
- 正規学校栄養士、正規給食調理員、委託調理業者との連携による実施
- 小学校の栄養士が献立を考えることで、栄養バランスのとれた昼食が提供できる
- 既存施設の活用によりイニシャルコストがかからない
- 小学校の協力により昼食場所の教室の借用

事業成果

<利用者に係るアンケート実施結果>

○子どもたちの声

みんなで食べることで、苦手な食材や野菜も食べることができ、多くの子供たちがおかわりをしたことから、食べ残しが発生しなかった。一緒に同じメニューの昼食を食べることで、食事の楽しさを感じられる取り組みとなった。

○子育て支援策としての有効性

小学校給食調理室で調理された栄養バランスのとれた温かい昼食や冷たいデザートを提供は、猛暑によるお弁当の食中毒のリスクや子供の栄養バランスの不安を払拭することができ、保護者から安心できたとの声が多く寄せられた。また、毎日のメニュー考案やお弁当作りへの精神的な負担軽減において、有効な取り組みとなった。

○児童の健康維持増進

昼食提供は、温かい食事が取れるだけでなく、保護者が特に重要視している栄養バランスに配慮したことから、児童の健康維持、増進につながる取り組みとなった。

今後の課題と事業展開

<課題>

●引率時の児童の体調管理

猛暑の中、学校外施設から小学校まで移動することに対して、体調面で不安

●給食調理室で調理した昼食の持ち出し

建築基準法の規定により校舎外に搬出することができず、学校、給食衛生管理上の観点からも課題

●対象児童の拡大

放課後子ども教室に参加する児童や、学童保育所卒所後の児童への昼食提供を希望する声

<今後の事業展開>

- ・引き続き、給食調理室を活用し、実施校を拡充
- ・学校給食センターを活用し、配送による学童保育所内での実施を施行
- ・放課後子ども教室に参加する児童への昼食提供実施に向けた検討

【所感】

松阪市において、夏期休業子どもの居場所づくり事業が2023年度から始まった。2024年度から居場所施設が2カ所増え、3カ所で行う事になった。対して八王子市では、夏期休業中に学童保育所を各学校の教室を利用し、そのうえ給食提供をしている。なんと学童保育所の待機児童はゼロであり、しかも利用できる学年も6年生まで利用できるという。

平成16年から学童保育所の運営は、指定管理者制度にて90施設を14法人で運営し、待機児童ゼロへの取り組みを始めた。各運営法人の人件費を上げることで支援員の処遇改善に努めた結果、支援員の確保と継続的な雇用につながった。

学童保育開所には部屋の確保が必須だが、八王子では学校内の教室を利用している。教室を利用するには、個人情報等の関係で入室することが難しいが、教育委員会との連携で教室利用ができている。学校との連携には担当職員が、かなりの時間を費やしたが職員の働きで大きな成果を生んでいる。職員が教育委員会からの信頼を得て、教育長の大きな決断で教室の利用が可能となった。他にも要保護児童となる子どもや、学校以外の場所で些細なトラブルがあった子どもの様子を学校と学童保育所が共有している。学校としては子どもの変化をいち早くキャッチすることができるメリットがある。また土日は地域との交流もあり、学校と学童、学童と地域が連携することで子どもの成長を見守っている。学童保育も地域と輪になったコミュニティ・スクールがつくられていた。

八王子市の鈴木議長の冒頭挨拶にて、先日市長選挙が行われ、新しい市長の公約に、給食費無償化があったため、次年度から給食費無償化が実施されるかも知れないと話された。八王子市の子どもの給食環境は大きく変化していくのだろう。

松阪市において、夏期休業中の居場所づくりでは、開催する施設の選定や指導員の確保等が難しくなっている。必要とする小学校に、夏期休業中の学童保育所が設置され、給食が整うことが望ましいが現時点では乗り越える課題が多すぎる。コミュニティ・スクールを全校にて開始したからこそ、学童保育と学校と地域の連携を強化し、学童保育の充実に努めることが必要と感じた。

(2) コミュニティ・スクールについて

日 程: 令和6年1月25日(木) 13:30~15:00

行き先: 牛久市ひたち野リフレ会議室

対応者: 牛久市役所 牛久市議会 諸橋太一郎 議長

牛久市教育委員会 小川茂生 教育部長

生涯学習課 糸賀珠絵 課長 稲富純子 社会教育主事

牛久市議会事務局 庶務議事課 椎名紗央里 主査

1. 茨城県牛久市の概要

牛久市は、茨城県南部の県南地域に位置し、東京都心からおおよそ50キロ程度の位置にあり、牛久駅を中心とした地域は東京のベッドタウンとして宅地開発が進み、人口が増加している。現在は東京だけでなく、筑波研究学園都市のベッドタウンともなっている。人口約8.4万人。市東部には仏像の牛久大仏があり、市北西部から南東部にかけて小野川が流れ、東部から東部に乙戸川、桂川が合流する。また、西部で牛久沼に一部接している。牛久の地名の由来には諸説あるが、古語に由来するものと考えられる。ただし、龍ヶ崎市の金龍寺に「怠け者の小僧が牛になってしまい、沼に身投げをした。そこから『牛を沼が食った』『牛食う沼』と変わり、その沼が牛久沼と呼ばれるようになった」という昔話が伝わっており、沼の名の由来・地名の由来ともに、この伝説がまるで真説のように流布している。なお、牛久沼は現在の龍ヶ崎市に位置する。「潮来」(うしおく)が「うしく」になったとする説、鶉宿あるいは卯宿(うしゅく)が転じたとする説などもあるが、上記の金龍寺の伝説が一般に支持されている。

2. 牛久市のコミュニティ・スクールの取り組みについて

①牛久市のコミュニティ・スクール

・牛久市の教育振興基本計画には、縦系に「学びの共同体」、横系に「コミュニティ・スクール」が位置付けられている。この縦系と横系が一体となって、「牛久の教育」が成り立っている。「学びの共同体」がコミュニティ・スクールと深くかかわっており、すべての子どもたちに幸せになってほしい、そのために、「真面目や努力」から「安心と夢中」の学校にしていくこと

が大切だと考えた。幼・小・中を通して、「安心と夢中」の学校となることであり、日々の授業を通して「ケアリング・コミュニティ(授業中に子供たちが互いにケアし合える集団)」を作っていこうとし、また「ラーニング・コミュニティ(子供たちがかわりながら互いに学び合う集団)」を作っていこうと考えており、この2つが日々の授業で行われることにより、「授業を変えて、子供を変えて、学校を変える」という取組を学校教育の中心においた。授業を変えるためには、教師を育たなくてはならず、「教師の同僚性」と「授業力の向上」がなくてはならない。「教師を変えて、授業を変えて、子供を変えて、学校が変わる」取組が牛久市の目指す学校づくりとなっている。これらのことを目指して、牛久市はこれまでコミュニティ・スクールを進めてきており、その中で最も困難だったものは、「教育課程を通して、子供たちに育てる資質・能力を保護者や地域社会と共有する」ということであった。どんなに学校長が説明しても、学校だよりにも書いても、単に授業を見せても、昔遊びや進路学習で人が入っても伝わらないこともあり、「なんで先生が忙しいのか分からない。私たちも草刈りをしているのだから、先生や生徒も手伝ってほしい。」といったものであった。そこで、考えたことは、先ほどの「学びの共同体」の学校づくりの中に、学校運営協議会の皆様に、「参観ではなく参加」してもらうことにした。その結果、先生方の授業づくりの大変さ、授業で子供が変わる様子などを実感してもらい、働き方改革の実情を知ることができた。このことが学校理解の核心に迫るものとなった。現在は、深い学校理解をした学校運営協議会の皆様と協働で様々な活動が行われており、そのことによって、住民の特技が生かされる場面ができたり、人と人がつながったり、学校を核とした地域づくりが進むことを期待している。

②牛久市の学校理解を深めるための取組

・牛久市では、以前から「学びの共同体」による学校づくりをしてきた。そこで大切なことは、先生方が「すべての教室を開く」ということで、毎月輪番制で、先生方は自分の授業を開き、同僚の先生に授業を公開している。このように、毎月、校内授業研究を実施している。ここでは、先生方が、授業者の「良いところや悪いところ」を話し合ったり、「良い授業や悪い授業」と言ったり、という評価は行わず、先生方の指導法を見るよりも、「子どもの学びの事実」を見て、子どもたちが、どこで学びが止まったか、どこで学び出したか、それはどうしてか、といった視点で授業研究に参加し、授業後の振り返り(これをリフレクションというが)について、先生方は自分のみとった事実を、児童生徒の固有名詞で語り合う。このことによって、自分のみとり方と、他の先生方のみとり方を共有していき、先生方も成長して行くことになる。大切なことは、子どもたち、一人ひとりの学びを固有名詞で語り合うことで、このことによって、子供も一人ひとりが話題になる学校づくりに繋がることになる。また、指導法の研究ではなく、子どもの学びの事実をみて語り合うので、授業力の高い・低

いに関係なく、誰でも参加できる。牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するにあたり、学校運営協議会の皆様にどうしたら「深い学校理解をしていただけるのか」と考えたときに、この「授業後に子どもたちの固有名詞で語り合う」という一連の流れに、学校運営協議会の皆さんにも参加していただくことを考えた。

③地域学校協働活動推進員について

・牛久市では、令和4年度は地域学校協働活動推進員を34名委嘱している。担当している生涯学習課が毎年、3～4回推進員向けの研修会を実施している。全小学校で実施している「うしく土曜カップ塾」の企画・運営の情報を共有したり、各学校の地域学校協働活動を報告したりしている。研修会を通して、推進員同士がつながり、自立した活動が実施できるように進めている。推進員の役割は、学校と地域の人材・団体との連絡調整などを行い、地域学校協働本部ネットワークの実質的な運営を担う。また、令和4年度は24名の推進員が学校運営協議会委員も兼務している。学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進に向けて、様々な懸け橋になってくれている。

④「うしく土曜カップ塾」について

・「うしく土曜カップ塾」では、地域全体で子ども達の成長を支えていくことをねらいとして、地域の方々の協力を得ながら、様々な体験、交流活動を実施している。先日行われた「紙ひこうき教室」では、それぞれ色や羽の角度など工夫しながらオリジナルのひこうきを作り、飛ばし方のコツを講師の先生に教えてもらい、学校の屋根の上まで高く飛ばすことができた。保護者の方もお子さんと一緒に夢中になって参加していた。保護者からも講師の方に質問をするなど、子どもだけでなく、大人の学びにもつながる活動となった。

⑤「うしく放課後カップ塾」について

・「うしく放課後カップ塾」は、放課後における無料の学習塾で、基礎学力の向上や学習習慣の定着を目標にしている。対象は、小学4年生から中学3年生で、市内全小中学校で、週2日、放課後に実施している。「うしく放課後カップ塾」は一斉授業の形式ではなく、個別に支援する自主学習支援を行っている。学習指導員は、元教員や教員免許所有者、大学生、企業退職者などで、実際に参加している子どもたちの声では、「家より集中できる」「友達と一緒に勉強ができる」「勉強が好きになった」など、放課後カップ塾に参加したことで、前向きに学習に取り組むことができる子どもが増えている。

⑥質疑応答

(質問) コミュニティ・スクールが5年で形づくられたが、行政・学校の協力や苦労はどうであったか。

(回答) 5年間の間に試行錯誤が行われ、初めは奥野小学校(現在は義務教育学校)で学校協議会の前から推進委員の育成に取り組み地域コーディネーターを核にすえた取組であった。カッパ塾の取組を通してコミュニケーションがとれ育っていった。

(質問) 授業を見せてもらうことは、学校はウエルカムであったか。どのようなスタンスであるか。

(回答) 「学びの共同体」の取組は、家庭・学校・地域も含め、誰が授業に入っても気にしない。委員としての参観には守秘義務があり、学校としての抵抗感はない。

(質問) 地域をあげて子どもを育てるため、学校に入る仕掛けは行政からか。コーディネーターはどのような人か。これまでの苦労は。

(回答) 紆余曲折はあったが、一度仕切り直して、立ち上げは行政、後は学校にお任せし、行政が伴走を行った。コーディネーターはPTA、支援員、現在は賛同している人になってもらい、各校上限4名。支援員は市全体で227人。(上限各校20人)。子どもたちを救うため、10年前に「学びの共同体」の授業を取り入れた。保護者・学校・地域の反対もあったが、机の並びをコの字型にし、ペア学習やアクティブラーニングを取り入れ、授業づくりを核にして、学校のことを知ってもらう、子どもを見る授業づくりに変更していった。

(質問) コミュニティ・スクールの立ち上げは一斉か。予算は。全市一丸となって取り組まれているが、保護者会や育成会を巻き込まないといけないと考えるが牛久市は。

(回答) 平成31年までに全校立ち上げという目標を掲げ取り組みを進めてきた。予算はゼロで、委員の報酬だけ(1人年間12,000円)。いろんな方に入ってもらった方が子どもたちを見る考え方が広がる。ビジョンの共有が難しいが、学校に参画することで子育てに役立つようにと考えている。

【所感】

茨城県牛久市の視察を終えて、コミュニティ・スクールの取組が市内の小中学校の全校でスピード感をもって行われていると感じた。学習指導要領改訂の方向性に合わせて、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実のために「学びの共同体」の授業実践を取り入れ、PTAや地域住民の方々に「参観ではなく参加」してもらい、先生方の授業づくりの大変さ、授業で子どもが変わる様子などを実感してもらい、教職員の働き方改革の実情を知り、このことで学校理解の核心に迫るものとなっていったことは、とても重要な実践

であると感じた。また、「真面目や努力」から「安心と夢中」の学校を目指し、日々の授業を通して、「ケアリング・コミュニティ(授業中に子どもたちが互いにケアし合える集団)」、「ラーニング・コミュニティ(子どもたちが関わりながら互いに学び合う集団)」をつくり、日々の授業が行われることにより、「授業を変えて、子どもを変えて、学校を変える」という取組を学校教育の中心に置き、授業を変えるためには教師が育たなくてはならず、「教師の同僚性」と「授業力の向上」が必要であり、「教師を変えて、授業を変えて、子どもを変えて、学校が変わる」という牛久市の目指す学校づくりにとても重要なことを示唆された。

松阪市におけるコミュニティ・スクールの充実を図るため、牛久市の実践は大いに参考になることが多かった。松阪市の子どもたちの将来を見据え、学校教育をどう形づくっていくか、そのためにコミュニティ・スクールをどのように進めていくか、牛久のようにスピード感をもって、学校が地域を巻き込み進めていく必要があると感じた。



(3) 有害鳥獣対策事業について/イズシカ問屋管理運営事業について

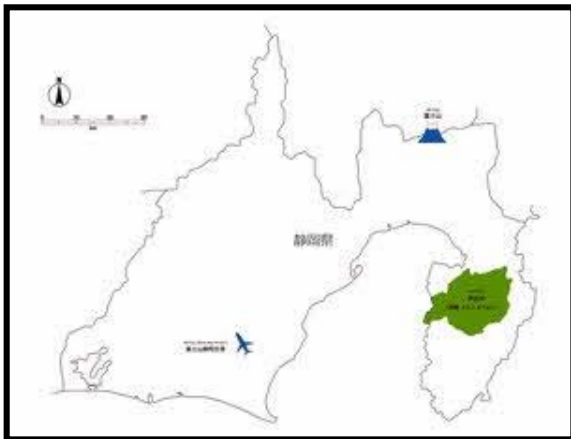


日 程： 令和 6 年 1 月 26 日(金) 10:00 ～ 12:00

行き先： 静岡県伊豆市

1. 伊豆市について

■面 積 363.97km² / 総人口 26,607人(2024年1月1日現在)



■2004年4月1日、田方郡修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町が合併し伊豆市が発足。

深山な伊豆半島に位置するため、市域の67%は山林で占められており可住地面積は17%程。

伊豆市では、人口減少対策として、更なる沼津・三島地区のベッドタウン化を目指し、伊豆箱根鉄道駿豆線を利用し修善寺駅を主と

した市街地再開発事業が進められている。

2. 有害鳥獣対策事業について

■有害鳥獣被害対策

シカ・イノシシ等の野生鳥獣による農林産物への被害が多発しており各種対策事業を行っている。

(1) 伊豆市有害鳥獣等被害対策事業補助金

農林水産物に被害をもたらす野生鳥獣の侵入を防止するために設置した電気柵、ワイヤーメッシュ柵、防護ネット等の材料費に対して補助金を交付している。

伊豆市有害鳥獣等被害対策事業補助金の詳細

対象：農林水産物の防護を目的として設置した、電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の防護柵資材費

金額：補助対象費の1/2以内（千円未満切捨て）

上限：1世帯につき同一年内10万円

必要書類：申請書、位置図、資材や機材等の数量及び支払い状況が確認できる書類の写し、写真

注意事項：補助金申請は材料購入の日から3ヶ月以内/年度途中でも予算が上限に達した場合は補助金を交付ができない/伊豆市内在住、市内の農林漁業地に設置する方が対象

※松阪市（参考）補助金の概要

対象者：市内在住の農地所有者及び耕作者

申請限度：1世帯につき、年度内1回

○以前に防護柵設置補助を受けた土地や、登記地目が田畑以外の土地は申請できない。

○ただし、申請年度から起算し7年を経過した場合は、再度申請することができる。

対象経費：電気牧柵、金網などの防護柵の設置に係る資材費

補助額：対象経費の2分の1に相当する額（上限50,000円）。

○算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て。

(2) 有害鳥獣捕獲

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的として野生鳥獣の捕獲を実施する方に対し、捕獲許可証を交付している。狩猟免許を所持しているなど、条件を満たす方については、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、ヒヨドリ等23種類の野生鳥獣について、市役所で捕獲許可申請ができる。

被害防止から利活用・処理まで総合的な対策を実施ー静岡県 伊豆市ー

農林産物被害の拡大（特にシカの生息数が増加・生息区域が拡大） 奥山だけでなく里山・農地・人家まで

被害状況の把握（市内農業者約3,500人に対して毎年被害状況調査を実施） 特産品のワサビ・シイタケなど通年収穫できる作物にも被害

被害発生防止の取組

1 防護柵の設置

防護柵設置に対する補助

（市単）ワイヤーメッシュ柵、電気柵等

H21～H29 計218.5km

（国庫）ワイヤーメッシュ柵

H25～H29 計4.0km

ハード・ソフトの
両面から対策を推進

2 被害防除指導の実施

被害集落での研修会の開催



個別の対応では未設置ほ場への被害が発生するため、広域的な設置を推進

自分の農地は自分で守る意識付けや正しい被害対策の知識の普及が必要

被害集落での研修会の開催

各地域に指導者・リーダーとなる人材を育成

各地域に指導者・リーダーとなる人材を育成

Point

市職員が自らさまざまな現場作業に関わり、多くの経験をする中で、現場で起きていることを知り、何が大変かを学ぶことが重要。行政任せになることが多い中で、少しでもやる気になっている方をいかに支援するかがポイントになる。

捕獲・利活用・処理の取組

1 捕獲の推進

シカとイノシシで年間3,000頭を捕獲

- ・捕獲者の高齢化・猟友会のボランティア精神に頼った構造
- ⇒狩猟免許所持者による「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」の結成（H20～）
- ・後継者の不足
- ⇒わな免許取得費用の補助や初心者向け技術講習会の開催（H27～）
- ⇒労力削減のため、ICTやIoTなどを活用したわなも導入（H29～）

2 処理から利活用へ

これまで多くが埋設処理

命あつた動物を最大限利用、捕獲者の負担軽減が必要

⇒利活用を推進

★食肉処理施設「イズシカ問屋」の設置

（H22鳥獣被害防止総合対策交付金）

・ジビエが市の新たな特産品に

・個体買取による捕獲者の負担軽減・意欲増進



3 食肉活用ができない個体等の処理対策

★減容化処理施設の設置

（H29鳥獣被害防止総合対策交付金）

・食肉受入頭数の限界
・利活用困難な個体
⇒まだまだ捕獲者の負担が減らない...



被害防止から利活用・処理まで総合的な対策を実施ー静岡県 伊豆市ー

きっかけ
農林産物被害の拡大
森林や自然環境の破壊
交通事故の多発
・特にシカの生息数が増加し生息区域が拡大

被害状況の把握

- 市内農業者約3,500人に対し、毎年被害状況調査を実施し被害情報を把握
- 被害情報などを元に、捕獲や被害防止対策を実施

捕獲対策① 伊豆市有害鳥獣捕獲隊の結成（H20～）

- 捕獲者の高齢化や猟友会のボランティア精神に頼った構造からの脱却を図るために、市内外の狩猟免許所持者で結成。
- 6班226名体制で有害捕獲を実施。市で報償金を支払い。
- H29からは選抜メンバー約50人と市職員5人で実施隊を設置。ゴルフ場や別荘地など捕獲がしづらい場所での対応に従事。

捕獲個体の埋設処理が捕獲者に負担

被害防止対策の実施（H21～）

○防護柵の設置支援

- ・個別に対応していると未設置ほ場に被害が発生するため、広域的な設置を推進
- ・柵の設置後も不備があると再び侵入されることから、見回りや点検等も指導

○被害防止のための研修会等の開催

- ・まずは以下の対策手順を農業者に学んでもらうことから始めた。
- ①みんなで勉強する ②守れる集落、守れる農地に環境改善
- ③柵で守る、追い払う ④捕獲する
- ・市が独自に作成した対策の手引きを配布。



捕獲対策② イズシカ問屋の設置（H23～）

- 捕獲個体の利活用を推進するため、「イズシカ問屋」を設置。
- 個体買取により、捕獲者の負担を軽減し、捕獲意欲を増進。
- ジビエが市の新たな特産品に。



捕獲対策③ 後継者不足対策（H27～）

- わな免許取得費用の補助や初心者向け技術講習会の開催（H27～）
- 労力削減のため、ICTやIoTなどを活用したわなも導入（H27～）

・1,500円程度と安価な自作くりわなの普及を推進するなど、取り組みやすくしている。



取組のポイント

- 市職員が自らさまざまな現場作業に関わり、多くの経験をする中で、現場で起きていることを知り、何が大変かを学ぶことが重要。
- 行政任せになることが多い中で、少しでもやる気になっている方をいかに支援するかがポイントになる。

今後の課題

- 被害防止対策の指導者となる人材を増やし、住民や農業者に対して、自分の土地を自分で守ることの意識付けや、正しい知識の習得などをさらに進めていきたい。

捕獲対策④ 減容化施設の導入（H30～）

- 食肉受入頭数が限界に近づいたこと、また利活用困難な個体の処理のため、微生物により捕獲個体を分解する減容化施設を導入



←ICTわな

3. イズシカ問屋管理運営事業について

「人とシカとの調和」

一般的な自然環境下でのシカの生息密度は1km²あたり2～3頭が適正。伊豆市では6倍の18頭前後。鹿被害による経済損失は年間1億円にも及ぶ。年間約2,000頭近くを捕獲しているが、猟を行う人の高齢化や猟での精神的負担の大きさ等から、捕獲量を維持・増加させることが大きな課題となっている。

一方、捕獲したシカは捕獲者周辺でごく一部が食肉として自家消費されるのみであり、これまでシカ肉が商品として流通することはあまりなかった。シカは牛などに比べて個体が小さく可食部が少なく、歩留まりが低いため、解体後の処分費用などを考えると採算が合わず、民間の創業が難しかった。

こうした課題を解決すると同時に、新たな地域の特産品をつくるため、平成23年、伊豆市が食肉化の道筋をつけ、伊豆のシカ肉消費拡大を願う伊豆市商工会天城支部の青年部有志らも協力し、「伊豆市食肉加工センターイズシカ問屋」を設立。

《有害鳥獣等対策の流れ》

有害鳥獣等対策①：電気柵などで田畑への鳥獣の侵入を防ぎ農産物を守る仕組みを確立。

有害鳥獣等対策②：銃やわなの免許所持者で組織した「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」を結成。

市と捕獲計画を協議しながら捕獲を行う。「わな猟免許取得補助金」補助。

有害鳥獣等対策③：平成23年食肉加工センター「イズシカ問屋」を設置。

個体買取を行うことで狩猟者の捕獲に係る負担を減らし捕獲意欲の増進につなげる。

伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」 ※全国的にも珍しい公設公営の獣肉加工施設

●平成23年4月供用開始。/木造・平屋建200.60m²/事業費58,825千円。

財源内訳：国費12,335千円（鳥獣被害防止総合対策交付金） 3,938千円（他交付金）

県費3,364千円（鳥獣被害防止総合対策事業費補助金）

市費39,188千円

●処理工程 捕獲⇒搬入⇒個体検査⇒洗浄⇒剥皮⇒洗浄：電解水（強アルカリ水・強酸性水）⇒熟成

⇒食肉加工⇒真空包装⇒瞬間液体凍結⇒金属探知機による残弾チェック⇒冷凍保管

⇒卸販売

- スタッフ 市職員として専属で採用。
- 受入条件（①②の条件を共に満たすこと）
 - ①伊豆市内に住民登録されている猟友会員か伊豆市有害鳥獣捕獲隊員のいずれかに該当する者
 - ②研修会を受講し「食肉加エセンター登録証」が発効された者、に限定されている。

有害鳥獣減容化処理施

- 平成30年3月供用開始。/鉄骨70㎡/事業費40,532,400円
- 食肉受入頭数が限界に近づき、利活用困難な個体の処理も課題だったため、微生物により捕獲個体を分解する減容化施設を導入。

■概要

獣害対策として捕獲し、山へ埋却されていたシカ・イノシシを買い取り、解体・精肉・卸売を行う「イズシカ問屋」を設立。地元高校によるメニュー開発や、小中学校での鳥獣被害対策の出前授業・試食を実施し、獣害対策と食肉利用の両面から若年層へPRを実施。また、住民への「鳥獣害対策勉強会」や「わな講習会」も実施。

■成果

センターに搬入されるシカ・イノシシは毎年1千頭前後となり、売上（ペットフード含む）は近年2,500万円を超えている。イズシカ問屋の稼働後、市内捕獲頭数は設立時から比べ約2倍となり、イズシカの取扱い販売店は設立時の3店舗から16店舗となるなど、年を追うごとに獣害対策及びブランド化が進んでいる。

■令和2年3月30日国産ジビエ認証取得

※国産ジビエ認証とは、厚生労働省のガイドラインに基づく衛生管理やカットチャートによる流通規格、トレーサビリティ等を適切に取り組むジビエ処理施設を認証する農林水産省の制度。

4. 質疑応答

- ①捕獲された鳥獣を特産商品とするビジネス展開への道のり（伊豆市のビジネス展開のロードマップ）は？

※民営化に向けてもどのような将来像を描いているのか

【現在のところ民営化は難しいと感じている】

▷ 安定した経営には一日の処理頭数が20頭ほど必要（現在最大10頭ほど）

※施設規模の拡大や人員拡充が必須

▷ 仕事の引継も兼ねて本来5人雇用のところ7人雇用で対応している（赤字）

【赤字を受け入れて!獣害対策としてやるべきである】※年間500万円～1,000万円の赤字計上

▷ 課題:開設13年を経過し建て替えが必要

②現在の他地域からの持ち込み状況などの現状は

▷ 現在他市からの持ち込みはおこなっていない。※処理頭数にも限界がある

▷ 持込条件にそぐわない

※イズシカ問屋に持ち込み可能な個体は、捕獲後（止め刺し後）2時間以内に、持ち込みができるのは伊豆市内に在住の『田方猟友会員』または『伊豆市有害鳥獣捕獲隊員』で、更に“搬入研修”を受けた人のみ。

(1) 搬入実績

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
処理 頭数	ニホンジカ	422	602	708	600	820	957	994	834	836	917
	イノシシ	37	147	68	105	90	194	95	202	144	194
	合計	459	749	776	705	910	1,151	1,089	990	980	1,111
稼働率(%)		57.4	93.6	97.0	88.1	113.8	143.9	136.1	123.8	122.5	138.9

(2) 収支実績 (単位：千円)

① 収入

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
食肉販売	4,949	6,998	7,033	9,437	13,642	16,985	19,824	18,798	19,878	19,978
ペットフード販売			524	1,072	1,827	3,480	6,910	6,895	6,385	8,780
皮販売			20	34	94	105	95	45		82
角販売					93	173	50	78		50
加工品販売						188	227		29	4
補助金						3,760	1,600	2,673	1,089	1,827
商品送料						31	368	339	504	767
合 計	4,949	6,998	7,577	10,543	15,656	24,722	29,074	28,828	27,885	31,488

② 支出

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
原材料費	3,800	6,568	6,720	6,158	7,914	9,405	9,220	8,666	8,127	9,027
産廃処分費	2,809	4,831	5,785	7,146	5,650	5,992	4,581	262	951	638
人件費	5,368	8,753	14,728	13,664	15,715	17,406	17,896	16,272	14,564	15,901
水道光熱費	982	1,371	1,829	1,991	2,184	2,115	2,467	3,522	3,728	3,681
施設増設工事			6,668				41,494			0
その他	3,051	2,425	3,190	3,388	4,596	5,044	5,013	7,069	6,145	5,039
合 計	16,010	23,948	38,920	32,347	36,059	39,962	80,671	35,791	33,515	34,286

③ 収支

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収 支	△11,061	△16,950	△31,343	△21,804	△20,403	△15,240	△51,597	△6,963	△5,630	△2,798

※H25年度…冷凍庫増設工事を除くと△24,675千円

※H29年度…減容化処理施設工事を除くと△10,106千円

③捕獲従事者の高齢化が問題になっているが、伊豆市での状況と、捕獲従事者を増やすための取り組みは
(別紙 伊豆市鳥獣被害防止計画参照)

【所感】

獣害対策には様々な課題がある。狩猟者の減少や高齢化による鳥獣の捕獲圧の低下、耕作放棄地が増加することによる鳥獣の生息環境の広がり、獣害被害に遭う地域の高齢化による適切な管理力の低下などである。

これらの課題を解決するためには、農家の高齢化、後継者不足や農地管理など、農村における様々な課題と一体的に解決を図らなければならず、松阪市においても伊豆市においても、共に共通な課題となっている。また、それらは地域社会全体で取り組むことが重要であり、行政や地域の連携により、解決していかなければいけない。鳥獣被害防止計画の作成、鳥獣被害対策実施隊の設置、侵入防止柵の設置、捕獲活動の強化など、様々に対応をされている。しかし、これらの対策も適切に実施管理されなければ効果を発揮できないので、獣害対策は一筋縄ではいかない複雑な課題となっており、解決には多角的な視点と総合的な取り組みが求められる。

伊豆市の市営食肉処理施設「イズシカ問屋」は、上記報告書に記載したように、捕獲されたシカやイノシシを加工し、地元の精肉店などを通じて「イズシカ」として売り出しており、これにより鳥獣被害が深刻化する中で、悩ましい存在であった鳥獣を特産品に生まれ変わらせることができた。また、捕獲された個体を買取ることで、狩猟者の負担を軽減し、捕獲の意欲向上につなげ、駆除の持続可能性が高まっている。また、イズシカ問屋の稼働後、市内の捕獲頭数は設立時から比べて約2倍となり、イズシカの取扱い販売店は設立時の3店舗から16店舗となるなど、年を追うごとに獣害対策及びブランド化が進んでおり、獣害対策に進展がみられている。そして、センターに搬入されるシカやイノシシも年間1,000頭前後となり、売上も、近年3,000万円を超える経済効果をもたらしている。これらを考慮すると、イズシカ問屋は、獣害対策における重要な役割を果たしており、その取り組みは十分な功績といえる。

本文中でも述べたが、担当者曰く「イズシカ問屋の運営は、赤字を受け入れて獣害対策として続けていくべきである」。熱意のある言葉であった。イズシカ問屋の成功は、こうした関係者の熱意に支えられているのだと思う。採算ベースの1日20頭の持ち込みは、人員の都合や施設規模を考慮しても実現不可能である。しかし、イズシカ問屋は、伊豆市の獣害対策には必要不可欠であり、起爆剤となっており、その関係者からペットフードの加工者も出てきた。とはいえ年間赤字も続いている。

松阪市における獣害対策も一進一退である。確かに市営の処理施設は魅力的である。しかし、伊豆市以上に、松阪市における獣害被害地域は限定される。全域であればそれなりの対策も考慮できるが、市税を用いて、一部地域の特殊な対策に、しかも赤字施設の運営に充てることは現実的ではない。しかし、このくらいの起爆剤を用いなければ、なかなか解決に向かっていかないのも「獣害対策」である。

獣害対策実施隊の設置や、捕獲活動へのサポート、制度の見直しなど、少しずつでもできることはあるが、被害地域以外の方々への周知を徹底し、国や県のサポートも受けて、松阪市をあげての総合的な取り組みを検討していくべきだと考える。静岡県においては、熱感知ドローンによる個体調査も始まっているそうである。

松阪牛、松阪豚、松阪鶏焼肉に並ぶ「松阪ジビエ」のブランド化も、松阪市中山間地域のまちづくりと地域活性化の一端として期待したい。

以上